

三木市における地域クラブ活動展開ガイドライン

～学校部活動から地域で支えるスポーツ・文化芸術活動へ～

令和6年11月

三木市教育委員会

は　じ　め　に

中学校の部活動は、スポーツ・文化芸術活動に興味・関心のある同好の生徒が自主的・自発的に参加し、部活動顧問の指導の下、学校教育の一環として、教職員の献身的な支えにより、行われてきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教職員等との豊かな人間関係の構築を図るとともに、生徒が生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむ態度を育み、生徒が充実した学校生活を送る上で、大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、生徒の学校部活動に求めるニーズの多様化や少子化が進展する中、学校部活動を従来と同様の体制で運営することが困難となってきており、学校によっては生徒数の減少により、存続が厳しい状況にあります。

また、専門性や教職員の意思にかかわらず顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中においても、よりいっそう厳しくなってきている状況です。

今後、生徒のより良いスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、学校と地域との連携・協働により学校部活動の地域クラブへの展開を進め、地域と共につくるクラブ活動していく必要があります。

そこで、本ガイドラインは、国や県の改革の考え方方にのっとり、少子化の中でも将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境となるよう、適正な地域クラブの運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、地域クラブ活動に必要となる対応等について示しています。

なお、学校部活動の地域クラブへの展開は、「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる」という考え方の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境を整備することにより、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図ることを目指すものです。

その際、学校部活動の教育的意義や役割については、地域クラブ活動においても継承・発展させ、更に、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校教育関係者等と必要な連携を図りつつ、発達段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整えてまいります。

令和6年11月

三木市教育長 大北 由美

目 次

はじめに	2
本ガイドラインの策定の趣旨等	4
地域クラブ活動（イメージ）	4
I 地域と共に展開するクラブ活動	5
1 地域と共に展開するクラブ活動の在り方	5
2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進	5
(1) 参加者	5
(2) 実施主体	5
(3) 指導者	5
(4) 活動内容	7
(5) 生徒の安全確保	7
(6) 適切な休養日等の設定	7
(7) 活動場所	8
(8) 大会等の参加	8
(9) 適切な会費の設定及び保護者等の負担軽減	8
(10) 保険の加入	8
(11) コーディネーターの役務	9
3 学校との連携	9
(1) 地域展開における留意点	9
(2) 兼職兼業制度等の整備	9
(3) 「職務」及び「地域クラブ活動での指導」の区別	9
II 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備	10
1 地域展開に向けた関係主体の役割	10
(1) 市教委の役割	10
(2) 関係組織の役割	10
(3) 学校の役割	10
2 協議体制の整備	10
3 地域クラブ運営方針の策定	10
地域クラブ活動の展開に向けたスケジュール	11

【本ガイドラインの策定の趣旨等】

学校部活動の地域クラブへの展開は、少子化の中において、生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の環境を、本市の地域全体で確保・維持するためのものである。

また、生徒が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ素地を養うことができるよう、地域クラブ活動を整備することを目指すものである。

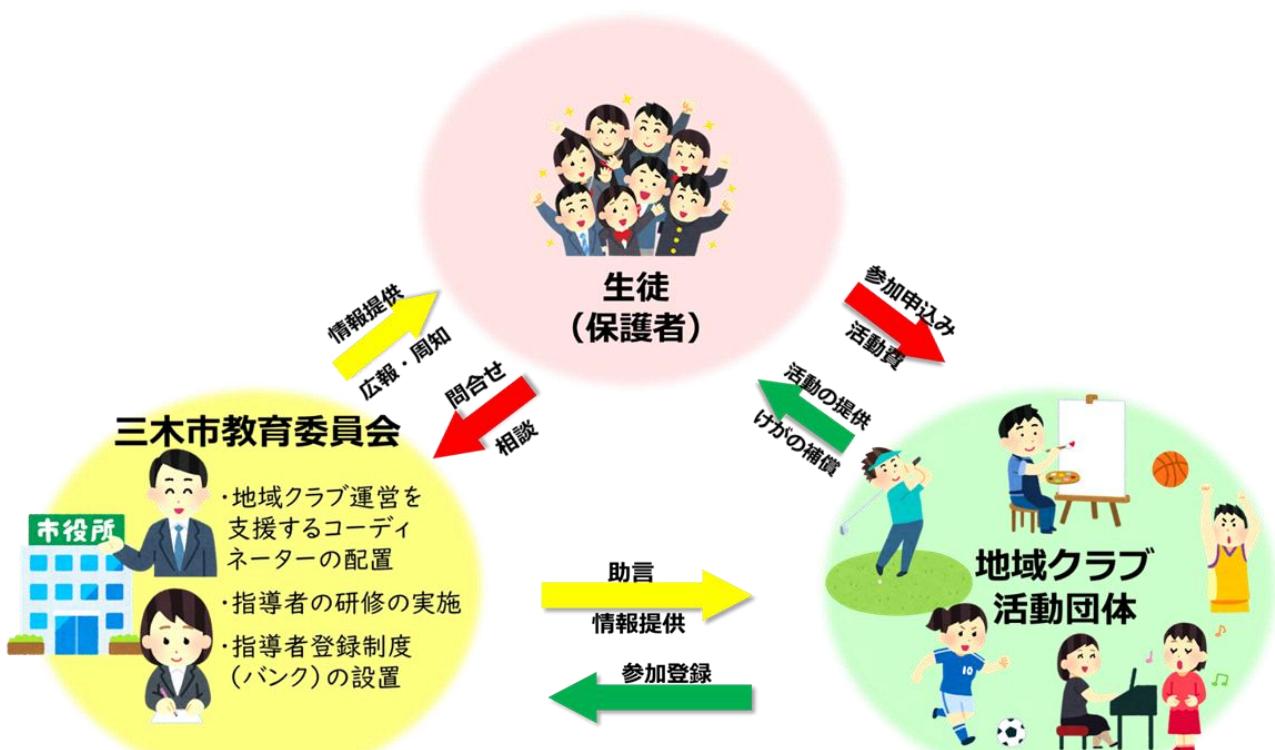
そこで、本ガイドラインは、三木市部活動の在り方検討会議の意見書を参考に、これまでの学校部活動から地域で展開するクラブ活動についての本市の考え方等を示す。

地域クラブ活動では、これまで学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を継承・発展させることが大切である。

また、指導や支援に携わる関係者が連携し、これまでの学校部活動にはなかった新たな価値を創出することも求められている。

これらの考え方を基本に、三木市教育委員会（以下「市教委」という。）においては、本ガイドラインに基づく取組状況について定期的に確認を行い、必要に応じ、見直し改善を図ることとする。

【地域クラブ活動（イメージ）】



I 地域と共に展開するクラブ活動

I 地域と共に展開するクラブ活動の在り方

地域クラブ活動は、学校教育の一環としてではなく、地域の指導者の下で行う活動であるため、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」としても位置付けられる。

このため、地域クラブ活動は、これまで学校部活動が担ってきた「人としての豊かな成長」や「多様な人々とのつながりの中での成長」などの教育的役割や意義を継承・発展しつつ、地域での多様な体験やさまざまな世代との豊かな交流など、新たな価値の創出を目指すとともに、スポーツ・文化芸術の振興の視点からも充実を図ることが重要である。

2 適切な運営や効率的・効果的な活動の推進

(1) 参加者

地域クラブ活動への参加を希望する全ての中学生を対象とする。

(2) 実施主体

① 地域スポーツ・文化芸術団体等の整備・充実

本市の地域クラブ活動の実施主体は本市の持続可能な地域クラブ活動の推進に寄与する団体とし、市教委に登録することとする。

市教委は、関係者等の協力を得ながら、これらの地域クラブ活動の実施主体の整備・充実を支援する。

② コーディネーターの配置及び関係者間の連携体制の構築等

地域クラブの設立や既存の社会教育団体との連携及び運営を支援するコーディネーターを市教委に配置するとともに、定期的・恒常的な関係者間の情報共有・連絡調整を行い、緊密に連携する体制を整備する。

また、地域クラブ活動の実施主体は、年間及び毎月の活動計画を策定し公表するとともに、地域クラブ活動中のけがや事故、生徒同士のトラブル等の対応を含む管理責任について明確にし、参加者及びその保護者の共通理解を図ることとする。

(3) 指導者

① 指導者の質の保障

ア 指導者は、生徒を安全・健康管理面及び教育面で支えるため、各種研修に参加することとする。研修内容については、別（「三木市地域クラブ運営方針」）に記載する。

イ 地域クラブ活動の実施主体は、指導者に暴力等の問題となる行動がみられた場合、指導者本人及び運営団体が責任を負うこととなるため、相談体制を整備するほか、公平・公正に対処することとする。

② 適切な指導の実施

ア スポーツ分野の地域クラブ活動の実施主体は、文部科学省作成の「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月）やスポーツ分野の国内統括団体等が作成する「指導手引」などを活用して指導を行うこととする。

イ 文化芸術分野の地域クラブ活動の実施主体は、文化庁作成の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年12月）や文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等が作成する「指導手引」などを活用して指導を行うこととする。

③ 指導者の確保

ア 地域クラブ活動の実施主体は、退職教員や兼職兼業を希望する教職員等の人材を活用し、競技や指導の経験のある指導者と併せ、地域クラブ活動が適切に運営できる数の指導者を確保することとする。

イ 地域クラブ活動の実施主体において、教職員等を指導者として雇用する際には、異動や退職等があっても継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意することとする。また、兼職兼業に係る労働時間等の確認は、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」も参照しながら適切な勤務管理に努めることとする。

ウ 市教委は、生徒にとってふさわしい地域クラブ活動の環境を整備するため、本市の地域クラブ活動指導者登録制度を設け、広域的に登録者を募集しながら、専門性や資質・能力を有する指導者を確保することとする。

エ 市教委は、国や県が示す兼職兼業に係る手引き等を参考しつつ、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規定や運用の改善を行う。

また、市教委が兼職兼業を許可する際には、本人の意思を十分に確認・尊重するとともに、学校運営に支障がないことを勘案することとする。

オ 市教委は、既存のスポーツ・文化芸術団体に対し、地域クラブへの参加や呼びかけを行い、指導者の確保に努め、地域クラブ活動の実施主体と連携する体制を整備する。

カ 市教委は、地域資源を生かしたスポーツ・文化芸術活動をはじめ、学校単位での活動が困難な部活動などについても地域クラブ活動の実施主体と連携する体制を整備する。

(4) 活動内容

地域クラブ活動の実施主体は、生徒のニーズや体力、障がいの有無等の状況に適したスポーツ・文化芸術に親しむ機会を、指導体制に応じて確保することとする。また、その内容を生徒や保護者に周知することとする。

(5) 生徒の安全確保

- ① スポーツ競技の指導者は、「運動部活動での指導のガイドライン」を参考に、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、生徒の安全確保に最大限配慮し、適切な休養、過度の練習の防止、合理的かつ効率的・効果的な指導等を行うこととする。
- ② 地域クラブ活動の実施主体又は指導者は、必要に応じ、中学生の発達段階に係る専門的知見を有する有識者等の協力を得ながら、発達の個人差や成長期における心と体の状態等に関する正しい知識を習得することとする。
- ③ 地域クラブ活動の実施主体は、活動時期について、夏季であれば空調設備の整った施設を会場として確保することに努めることとする。
- ④ 地域クラブ活動の実施主体は、活動が可能な環境基準として、気温や湿度、暑さ指数（W B G T）等の客観的な数値を示すこととする。

(6) 適切な休養日等の設定

地域クラブ活動の実施主体は、活動計画を策定する際に、「三木市中学校部活動の方針」に定める休養日及び活動時間等の設定を参考に、休養日や活動時間を適切に設定することとする。

休養日及び活動時間については、地域クラブが複数の学校の在籍生徒で構成されることに鑑み、参加者が在籍する各学校の実態

や学校行事等を踏まえ、必要に応じ、各学校とも連絡調整を行いながら適切に設定することとする。

(7) 活動場所

地域クラブ活動の実施主体は、地域の中学校をはじめとして、小学校や公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設等の施設を幅広く活用し、活動場所の確保に努めることとする。

市教委は、学校施設の管理運営に当たり、地域クラブ活動の円滑な学校施設利用を進めるため、利用ルール等を策定する。

(8) 大会等の参加

① 参加する大会等の精選

地域クラブ活動の実施主体は、週末等に開催される大会等に参加することが、生徒や保護者、指導者の過度な負担とならないよう、また、参加する大会等が適正な回数となるよう精選することとする。

② 参加機会の配慮

地域クラブ活動の実施主体は、大会等の主催者に対し、例えば、リーグ戦の導入や能力別にリーグを分けるなどの工夫により、誰もが参加機会を得られるよう配慮を求めてこととする。

(9) 適切な会費の設定及び保護者等の負担軽減

① 地域クラブ活動の実施主体は、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で会費を設定する。

② 市教委は、地域クラブ活動の活動費用について、受益者負担を原則としつつ、令和6年3月に三木市部活動の在り方検討会議から受領した「三木市における今後の学校部活動の地域クラブ活動の展開についての意見書」に基づき、持続可能な地域クラブ活動の支援策を検討する。

③ 市教委は、地域クラブ活動の実施主体が、企業等の協力を得て、企業等が有する施設の利用や設備・用具・楽器並びに活動費の寄附等の支援を受けることができる体制を整備するものとする。

④ 地域クラブ活動の実施主体は、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営の透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行うこととする。

(10) 保険の加入

地域クラブ活動の実施主体は、指導者や参加する生徒等に対し、自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入を義務付けることとする。また、その際には、分野・競技特性及びこれまでのけがや事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定することとする。

(11) コーディネーターの役務

コーディネーターは、地域クラブ活動が適切に行われるよう、その取組状況を適宜把握し、必要な指導・助言を行い、地域クラブの設立や運営を支援する。また、生徒のニーズに合った地域クラブ活動が選択できるよう、地域クラブ運営方針やその内容等について周知を図り、生徒や保護者から問合せや相談があった場合には、その窓口となる。

3 学校との連携

(1) 地域展開における留意点

地域クラブ活動での指導や活動の立ち上げを希望する教職員等が地域クラブ活動に参加しやすくするため、学校部活動との兼ね合いを考慮し、平日・休日の活動を同時に地域クラブ活動へ展開する。

(2) 兼職兼業制度等の整備

学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することができるよう、地域クラブ活動での指導を希望する教職員等が、地域の一員として活動に参加できる仕組みを整備する。

具体的には、勤務時間や給与の取扱いに関する問題が生じることのないよう、「『学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について』を受けた公立学校の教職員等の兼職兼業の取扱い等について」（令和3年2月17日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、教職員等の兼職兼業の許可をスムーズに行うこととする。

また、教職員等が学校業務や授業準備等により多忙な場合は、地域クラブ活動での指導に時間を割くことが難しいと考えられることから、勤務時間の適正化をいっそう推進する。

(3) 「職務」及び「地域クラブ活動での指導」の区別

教職員等が地域クラブ活動での指導に参加する際、その役割が教育公務員としての職務ではなく、地域の指導者としてのプライ

ベートな活動であることを市民等に周知し、理解を求めることする。

II 地域クラブ活動への展開に向けた環境整備

I 地域展開に向けた関係主体の役割

(1) 市教委の役割

市教委は地域クラブ活動への展開を円滑に進めるため、関係課で構成する既設の「三木市地域クラブ担当者会議」において、アンケートなどを通じ、生徒や保護者、教員等のニーズを適宜把握しながら、環境の整備方法等を検討し、実行する。

(2) 関係組織の役割

市のスポーツ協会や文化連盟などの団体は、必要に応じ、地域クラブ活動の取組の助言・支援を行う。

(3) 学校の役割

学校は、生徒の教育や健全育成に関する専門性及び実績を生かし、市教委や地域クラブ活動の実施主体と協力・協働する。

2 協議体制の整備

地域クラブ活動への展開に向けては、市教委は「三木市地域クラブ活動推進協議会」を設置し、持続可能な地域クラブ活動となる体制を協議する。

3 地域クラブ運営方針の策定

市教委は、国及び県から出される方針や今後の動向を注視とともに、別途、「三木市地域クラブ運営方針」を策定し、学校、保護者、関係団体等に対し、取組の背景や方針、具体的な取組の内容、スケジュール等について周知し、協力及び理解を得られるよう取り組む。

併せて、市教委は、地域クラブ活動へ先行して展開する地域クラブをモデルとし、その成果や課題を精査し、後に続く地域クラブがより円滑に活動を進められるよう、見直し改善を図る。

【地域クラブ活動の展開に向けたスケジュール】



※ ゴルフクラブは、三木市が先行して立ち上げるクラブです。